

# 要 望 書

平成24年5月11日

最 高 裁 判 所 御 中

聴覚障害者制度改革推進中央本部



## 【連絡先】

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 130 SKビル8F  
財団法人全日本ろうあ連盟気付  
TEL 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445

## 【構成団体】

財団法人全日本ろうあ連盟  
社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会  
社会福祉法人全国盲ろう者協会  
一般社団法人全国手話通訳問題研究会  
一般社団法人日本手話通訳士協会  
特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会

私たち、聴覚障害者制度改革中央本部は、聴覚障害者の権利の確立をめざすことを目的として、上記6つの団体から構成されています。

高松地方裁判所に提起されている「高松市手話通訳派遣拒否処分取消訴訟」（平成24年（行ウ）第5号）に、私たちは、重大な関心を寄せ、原告を支援しています。

同訴訟において原告弁護士から、平成24年3月30日同地裁に提出された添付の「聴覚障害ある当事者、傍聴人の情報保障及び裁判所の適正手続保障に関する意見書」について、私たちは全面的に賛同するものです。

この問題は、一地方裁判所、一原告の問題に留まらず、全ての聴覚障害を持つ市民の司法上の情報保障及び適正手続保障についての問題であり、この国の司法制度全体のあり方に関わる重大事項として、最高裁判所が指導力を発揮して取り組む問題です。

つきましては、まず最高裁判所において同意見書の趣旨を十分にご理解いただき、同意見書の内容を理解・尊重した万全の対応を遺漏なく行うよう、全国の裁判所に対してその方針を周知されるよう、強く要望申し上げます。

以 上